

# 審 査 基 準

平成12年 3月31日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第3条第2項
処 分 の 概 要 : 古物市場主の許可
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準)、同第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条(許可の申請)、同第2条(古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :